第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　令和三年六月二十四日から令和八年六月二十三日までの期間

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、令和三年三月二十五日から同年六月二十三日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第二項中「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

**第五条**　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年六月一日から翌年五月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

**附　則**

（施行期日）

１　この政令は、令和三年六月二十四日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

２　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第七〇号の一四中「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

---

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

**政令第百七十八号**

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和三年七月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年十一月一日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

---

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

**政令第百七十九号**

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（海上交通安全法施行令の一部改正）

**第一条**　海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十六条第一項第一号」を「第四十条第一項第一号」に改める。

（地方道路公社法施行令及び広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

**第二条**　次に掲げる政令の規定中「第三十六条第七項並びに第三十七条第四項」を「第四十条第七項並びに第四十一条第四項」に改める。

一　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十号

二　広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）第九条第一項第二号

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第三号中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第四号中「第二十二条本文」を「第二十一条本文」に改め、同項第五号中「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同項第六号中「第四十三条」を「第四十五条」に改める。

（電気通信事業法施行令の一部改正）

**第四条**　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第四号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第九条、第十条第一項」を「第十七条、第十八条第一項」に、「第十三条第五項」を「第二十一条第五項」に、「第六条」を「第十四条」に、「第十三条第十項」を「第二十一条第十項」に改める。

**附　則**

この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年七月一日）から施行する。ただし、第四条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（同年十一月一日）から施行する。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉